

令和5年第3回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和5年 9月 8日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。
ただいまから、令和5年第3回川本町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、
会議は成立しました。

々

会議に先立ち、去る6月17日にご逝去された片岡通泰議員の生前のご功績を偲ぶとともに、謹んで哀悼の意を表し、黙^{あらわ}禱を捧げて故人のご冥福をお祈りしたいと思います。
全員ご起立をお願いします。

々

黙禱（1分間）

々

黙禱を終わります。ご着席ください。

々

それでは、ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお配りしているとおります。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、
8番飯田議員、1番香取議員を指名します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。
その結果につきましては、お手元の「審議予定表（案）」のとおり、本日8日から14日までの7日間とし、本日は諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑を行います。

々

なお、日程第18「議案第49号」から、日程第21「諮問第3号」までについては、質疑に引き続き、討論、採決までを行います。

々

次に、決算特別委員会を設置し、これに審査並びに調査を付託する予定としております。審査は8日から12日までの3日間を予定しております。

々

本日は、（本）会議終了後、引き続き全員協議会を開催し、終了後、活性化対策特別委員会、決算特別委員会を開催した後、議会運営委員会を開催す

- 議 長 　　る予定としております。
- 々 　　11日は、午前9時00分から決算特別委員会を開催し、終了後、産建町民常任委員会を開催する予定としております。
- 々 　　12日は、午前9時00分から決算特別委員会を開催し、終了後、全員協議会を開催する予定としております。
- 々 　　13日は、午前9時30分から一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。
- 々 　　最終日の14日は、午前9時30分から本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。
- 々 　　以上、この「予定表（案）」のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　　異議なしと認めます。
- 々 　　よって、本定例会の会期は、本日8日から14日までの7日間とすることに決定しました。
- 々 　　なお、一般質問の通告は、本日の午後1時00分までとしておりますので、申し上げます。
- 々 　　お諮りします。
　　本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で、議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　　異議なしと認めます。
- 々 　　よって、そのように決定しました。
- 々 　　日程第3、「諸般の報告」を行います。
　　議長としての報告事項は、お手元の「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧ください。
- 々 　　以上で、「諸般の報告」を終わります。

- 議 長 日程第4、「町長行政報告」を行います。
番外野坂町長。
- 番外
野坂町長 おはようございます。令和5年第3回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
- 々 開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 はじめに、「立地適正化計画の策定」について申し上げます。
8月22日に、「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画の策定に向けて、1回目の計画策定検討委員会を開催いたしました。
昭和27年に、本取り組みの必要条件である「都市計画法」に基づく都市計画区域を設定いただいた、私たちの先輩に改めて感謝しつつ、令和6年度末までを目途として、計画を策定してまいります。
国が掲げますコンパクト・シティの考え方を基本に、本町ならではのコンパクト・タウンを唱え、全国の小さな町による取り組みのモデルともなるような、人口減少や高齢化にあっても、持続可能なまちづくりの実現を引き寄せる計画を策定してまいります。
- 々 次に、「治水対策の推進」について申し上げます。
瀬尻・久料谷地区につきましては、現時点の国による用地及び物件補償進捗率は約93%となっております。
また、国より国道261号迂回路設置工事が発注されております。
谷地区につきましては、9月1日に国及び県における今後の調査及び整備スケジュール、また矢谷川上流左岸部の先行整備エリアにおける用地・補償、再配置計画、迂回路工事について、地元説明会を開催しております。
こうした両地区への恒久対策の進展を前提とした川本堤防の完成堤防化や、因原地区における内水対策等を掲げた要望を、7月及び8月中旬に、江の川下流域治水期成同盟会の構成員として、県選出国會議員、国土交通省、財務省、中国地方整備局、県議會議員及び県に対して行いました。
今後も、一刻も早い事業着工、さらには早期完成が呼び込めるよう、あらゆる機会とルートを通じて強く働きかけてまいります。
- 々 次に、「医療・介護・福祉サービスの強化」について申し上げます。
社会医療法人仁寿会・加藤病院による「地域総合ヘルスケアステーションかわもと新施設群」の整備につきましては、現在、建築確認、病院開設許可申請及び協議の段階にあります。順調に進捗していると伺っております。

番外
野坂町長

ます。

町といたしましては、重点プロジェクト展開の基盤ともなる、このたびの整備が早期に完成するよう支援するとともに、本町ならではの地域包括ケアシステムを構築してまいります。

々

次に、「普通交付税の算定結果」について申し上げます。

普通交付税につきましては、20億6万7千円で、対前年度マイナス0.6%、1,193万円の減額となりました。

また、臨時財政対策債の発行可能額は、910万円で、対前年度マイナス54.1%、1,073万8千円の減額となり、臨時財政対策債と合わせると、20億916万7千円で、対前年度マイナス1.1%、2,266万8千円の減額となりました。

主な要因は、公共施設の光熱費高騰分が包括算定経費に算入される等により一部で増額されたものの、一方で、コロナ等の影響による経済対策のために、臨時費目として措置された臨時経済対策費の皆減によるものです。

公債費等算入分を除く、いわゆる真水分については、対前年度マイナス1.0%、1,601万1千円の減額となります。

なお、当初予算と比較すると、普通交付税は4,880万2千円の増額、臨時財政対策債発行可能額は、192万3千円の減額となり、普通交付税の増額分につきましては、財政調整基金の取り崩し額への充当を予定しています。

々

次に、「令和4年度の決算」についてご報告申し上げます。

はじめに、普通会計支出額は、46億5,377万9千円で、対前年度マイナス4.9%となりました。

主な要因は、邑智郡総合事務組合負担金のうち、平成29年度から令和3年度に実施した新可燃ごみ共同処理施設整備事業に係る負担金が、事業完了に伴い皆減しており、令和3年度比3億1,824万4千円の減によるものです。

実質収支額は、8,105万5千円の黒字で、令和3年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、1,908万円の増、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支も、2,132万4千円の増となりました。

基金につきましては、財政調整基金224万4千円、減債基金5,475万1千円、公共施設等総合管理基金6,107万9千円等の積み立てを行い、令和4年度末の基金残高は24億9,527万5千円となり、前年度末より7,073万4千円の増額となりました。

地方債につきましては、4億3,283万8千円の借り入れを行い、令和4年度末の地方債現在高は、前年度より9,737万5千円減の53億8,546万円となりました。

番外
野坂町長

地方税、地方交付税などの経常的な収入が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示した経常収支比率は、財政硬直化の基準である90.0%を下回りましたが、前年度より0.5ポイント増の84.8%となりました。

々

次に、「財政健全化判断する4つの指標」について申し上げます。

はじめに、実質赤字比率と連結実施赤字比率は、いずれも黒字決算であるため数値は生じておりません。

公債費による財政負担の度合いを示す実質公債比率は、前年度より0.5ポイント減の8.5%となり、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は、前年度より13.3ポイント減の0%となりました。いずれも早期健全化基準を大きく下回っていますが、今後地方債の元利償還金は増加する見込みであり、引き続きこれらの指標を意識した財政運営を行っていく必要があります。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々

まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「移住・交流の推進」について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、全国的に対面型イベントが再開されてきている中、7月に大阪での移住相談イベントへ参加し、9件の相談を受けたところです。

しかしながら、参加者数が、コロナ禍前に戻ってはいない上、変化してきている来場者や相談者の移住に対するニーズや考え方に対応して、施策を深化してまいらねばと考えております。

また、昨年度から県の補助を受け実施している県内高校卒業生とのつながり創出モデル事業において、8月の「MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島」での催し、わがまち魅力発信隊の際に、本町出展ブースでの活動を支援するボランティアとして、島根中央高校卒業生7名の参加をいただきました。

当日は、本町出身の学生に、町の観光・物産のPRに携わっていただきながら、来場者やスタッフとの交流を深めていただき、良いつながりを築くことが出来たと感じております。

引き続き、年末の帰省時期に合わせたイベントなどを開催を企画し、つながりの機会を創出してまいります。

々

次に、「移住環境の充実」について申し上げます。

番外
野坂町長

昨年度策定した住生活基本計画を推進するため、6月に居住環境の充実を図ることを目的としたプロジェクトチームを立ち上げ、庁内での横断的な取組を進めております。

々

次に、「新型コロナウイルス感染症対策」について申し上げます。

県内では、5類に移行された5月以降も、感染が徐々に拡大しており、特に10歳未満の割合が高くなっています。

町内での発症も続いていることから、町民の皆様には、引き続き、対策の徹底にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

また、生後6か月以上の方を対象とした、国による無料の秋開始接種を始める準備を進めており、10月から医療・高齢者施設従事者等を対象とした、重症化予防を目的とした接種から順次開始する予定です。

々

次に、「高齢者福祉」について申し上げます。

8月末の高齢化率は44.6%で、前年同期と比較して0.8%の減となっています。

90歳以上の方は157名で、総人口に占める割合は5.2%となっています。また、100歳以上となられる方は、男性1名、女性6名で、最高齢者は105歳の方です。

ご長寿をお祝いし、90歳の方9名、95歳の方29名、100歳以上の方7名へ記念品を贈呈します。

々

次に、「低所得の子育て世帯に対する特別給付金事業」について申し上げます。

食費や高熱費等の物価高騰により影響を受ける世帯への支援としての特別給付金5万円を、8月末までに、ひとり親20世帯30名、その他12世帯24名へ支給いたしました。

今後も、申請に応じて順次給付してまいります。

々

続いて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「農作物の作柄」について申し上げます。

令和5年産米の作柄につきましては、水不足や病害虫の被害等が少なく、全体的に生育は順調で、作況指数は平年並みと見込まれています。

エゴマにつきましても、生育不良等は見受けられず、作柄は平年並みと見込まれます。

々

次に、「担い手対策」について申し上げます。

番外
野坂町長

田窪地区へUターンされ、農業と別の仕事を組み合わせて「半農半X」として、水稻栽培を行いながら、どぶろくの製造に取り組んでおられる方による都市圏向けの販路が拡大しています。

三原地区では、今年度も、若手オペレーターを主体とした広域連携法人によるドローンを利用した共同防除が、31ヘクタールにわたって行われており、農作業の省力化が進んでいます。

今後は、都市圏での就農フェアなどに積極的に参加するなどして、新たな担い手を確保してまいります。

々

次に、「特産品の振興」について申し上げます。

戦略的ブランドであるエゴマの今年の作付けは、7月末現在で40件、16.3ヘクタールの申請があり、収穫量の見込みは、前年並みの4トンとなっています。

エゴマを栽培される農業者の方は、都市圏向けの販売に精力的に取り組んでおられ、販路開拓の手応えを感じておられます。

産地育成を進めているピーマンにつきましては、7月末時点で6件20アールの申請がありました。

いずれとも、作付面積自体は減少傾向にあることから、維持・拡大へ向けて工夫を凝らしてまいります。

また、親和地区で石見高原ハーブ米を栽培しておられる、今田初枝さんによる、米作りの取り組みがNHKの放送番組「趣味どきっ！」で全国に紹介される予定となっております。

こうした情報発信が、本町のPRとハーブ米の販売促進につながることを期待しております。

々

次に、「畜産の振興」について申し上げます。

昨年度からの若手新規就農者が、飼育頭数を増加させるため、年内を目途に牛舎の増築を予定しておられます。

実現に向けて、補助金の有効活用や経営承継などの課題が解決するよう、県西部農林（水産）振興センター県央事務所やJAと連携し、伴走支援しているところです。

々

次に、「有害鳥獣対策」について申し上げます。

加害レベルの高いサルの群れを特定し、発信機を装着することで遊動域を把握し、ICT大型捕獲檻にて、効率的に捕獲できるよう取り組んでまいります。

また、引き続き有効な電気柵の設置方法や維持管理、追い払い方法等についての講習会を開催し、被害の防止・軽減を図ってまいります。

番外
野坂町長

次に、「森林環境の整備」について申し上げます。

森林の適正な施業、木材産業の人材育成、地域木材の利用促進などを目的として配分されている森林環境譲与税を有効活用し、木材搬出に必要な作業道修繕、林業の担い手確保、原木椎茸生産者への支援などを行ってまいります。

々

次に、「物価高騰対策」について申し上げます。

この対策に向け、増枠された国の臨時交付金を活用した景気回復応援券を、ぜひご利用いただき、町内消費の拡大にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、農林水産業者・商工業者・医療機関・施設運営者を対象とした、電気・ガス料金を支援するエネルギー価格高騰対策事業補助金の交付を進めているところです。

々

次に、「商工業の振興」について申し上げます。

今年度も実施する、電子決済アプリ J-CoinPay を活用した「まげなポイント」付与の、7月中を決済対象期間とした第1弾では、利用金額に対する20%分として付与いたしました。

付与したポイントの有効期限は、9月末となっておりますので、さらなる利用促進を図ってまいります。

また、今年度から実施しております、特定健診やがん検診等を受けられた方への付与について、7月実施分は63件、3万6千円分となっております。

引き続き、電子決済の普及並びに町内消費の拡大に向け取り組んでまいります。

々

次に、「観光の振興」について申し上げます。

7月29日に開催された「ええなあまつりかわもと」は、4年ぶりにステージイベントや露店の出店等、コロナ禍前のスタイルを取り戻した開催となり、町内外からの多くの方々に賑わいました。

開催にあたってご尽力いただいた実行委員会の皆様をはじめ、寄附にご協力をいただいた各事業所、自治会の皆様に改めまして感謝申し上げます。

また、8月1日に「MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島」で開催された、わがまち魅力発信隊に、邑智郡3町で構成する江の川流域広域観光推進連携推進協議会として参加し、屋台出展や郡内施設の利用券が当たる抽せん会等を実施し、町のPRを行いました。

今後も広域的な連携を深め、本町ならではの観光資源や地域資源を活用して誘客を促進してまいります。

番外
野坂町長

次に、「誘致企業との連携」について申し上げます。

株式会社三協島根川本工場が、今年度も県の人材確保支援サポート事業の対象として選定されたことから、県や関係機関と連携をとりながら、さらなる人材確保を支援してまいります。

また、企業からのご寄附を活用した、河津桜の植栽をはじめとする公園整備構想につきましては、先に三原地区で行った説明会においていただいた地元の皆様からのご意見や、子育て世代へのアンケート調査を参考にし、計画を固めてまいります。

々 続いて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、「学校教育」について申し上げます。

中学校は8月28日から、小学校は8月30日から2学期が始まりました。2学期は運動会や文化祭などの学校行事も多く、地域の皆様にも学校の様子をお知らせしながら、教育活動を進めてまいります。

々 次に、教育環境の整備について申し上げます。

学校施設につきましては、今年度の修繕工事は全て発注を完了し、主なものは、夏季休業期間中に完成いたしました。

浜田教育事務所管内の三市三町が合同調達する校務支援システムは、プロポーザル審査により事業者が決定しており、令和6年4月の稼働開始に向けて、ネットワークの整備などに取り組んでまいります。

々 次に、「部活動・スポーツ振興」について申し上げます。

中学校の部活動では、各部とも目覚ましい活躍を遂げました。バレー部は県総体でベスト16に入る健闘を見せ、陸上部は3年生全員が県大会出場した中、四種競技の上田悠（うえだ はるか）さんが、8月3日に広島市で開催された中国大会へ出場しました。

野球部は、県中学校優勝野球大会でベスト4に入り、県代表として8月5日から出雲市で開催された中国大会への出場を果たしました。他校に比べて部員数も少ない中、全員野球で勝ち上がり、3位という輝かしい成績を収めました。

吹奏楽部は、全日本吹奏楽コンクール島根県大会、小編成の部で13年連続の金賞に輝き、併せて2年ぶりとなる最優秀賞を受賞しました。県代表として出場した、8月20日に倉敷で開催された中国大会では、金賞受賞の立派な成績を残しました。

小学生のスポーツ活動においても、ジュニアバレーボールチームが県大会を勝ち抜き中国大会に出場し、ベスト8に進出、少年野球チームを近隣

番外
野坂町長

との合同チームで、県代表として愛媛県で開催された「しまなみ学童軟式野球大会」に出場し、準優勝の成績を収めました。

子どもたちの勢いある活躍が明るいニュースをもたらし、町を活気づけてくれました。

々

次に、「外国青年招致」について申し上げます。

平成29年8月から6年間にわたってALTとして勤務されたジョバンニ・アンドレスさんが、任期を満了し帰国されました。

後任には、ラム・クリスティンさんがアメリカから来日し、7月31日に着任されました。

堪能な日本語と親しみやすい人柄で、子ども達への外国語指導や、町としての国際理解の分野での活躍を期待しています。

々

次に、「教育環境魅力活性化」について申し上げます。

自ら学ぶ意欲の向上を支援することを目的に、昨年度から対象を拡大した検定助成事業では、今年度第1回目の漢字検定には小学生14名が、算数・数学検定には、小中学生と高校生を含む9名が参加しました。

また、7月24日から28日にかけて、子ども達が地域の魅力を発見し、自己の成長を促すきっかけとなることを目的とした、体験活動プログラム「かわもと サマーチャレンジウィーク」を実施いたしました。

江の川でのSUPやカヌー体験など、延べ79名の小学生が参加し、地域の支援者や中高生ボランティアとの、世代間交流の場にもなりました。

々

次に、「都市交流」について申し上げます。

坂町の小学生とのスポーツ交流会を、国立江田島青少年交流の家で、4年ぶりに開催することができました。

両町合わせて14名の小学生が参加し、レクリエーション活動などを通じて、元気に交流を楽しみました。

々

次に、「多世代対話活動」について申し上げます。

7月4日に開催した、第1回目の多世代対話活動「かわもとーく」では、中学2年生と地域の大人との1対1での対話について、ほとんどの生徒が前向きな感想を持ちました。

今回は、小学生と高校生の組み合わせで実施する予定です。

々

次に、「はたちの集い」について申し上げます。

対象者40名のうち16名が出席された、はたちの集いでは、本町で活躍されている山内ゆうさんの紙布織「名刺入れ」を記念品としてお渡ししました。

番外
野坂町長

20歳を迎えられた皆様の今後のご活躍と、将来、ふるさと川本の支えとなられることを大いに期待しています。

々

次に、「社会体育」について申し上げます。

6月25日、中学校体育館において、4年ぶりに開催された親睦バレーボール大会には、男子7チーム、女子3チームの参加があり、繰り広げられた熱戦により、活気あふれる大会となりました。

また、職域野球大会や親睦野球大会なども開催され、スポーツ交流が活発化してまいりました。

々

次に、「文化振興」について申し上げます。

6月17日に開催された悠邑名画シアターには、多くの方々にご来場いただきました。

7月2日に開催された、平成30年以来2回目となった大衆演劇^{たかみ}宝海劇団の川本公演には、約460人が来場され、華麗な時代劇や舞踏ショーを楽しんでいただきました。

々

次に、「島根中央高校の魅力化支援」について申し上げます。

女子硬式野球部は、7月に開催された全国高等学校女子硬式野球選手権大会において、2年連続のベスト16に進出しました。

7月29日に松江市で開催された全日本吹奏楽コンクール島根県大会では、吹奏楽部が昨年に続き金賞を受賞しました。

また、7月から8月に北海道を主会場として開催された、全国高等学校総合体育大会に、川本中学校出身の陸上部3年生の阿部暁生（こうき）さんが出場し、また、カヌー部は男子カヤックフォア500メートルで優勝するなど健闘しました。

さらに、8月19日から22日に山梨県で開催された日本カヌースプリントジュニア選手権大会では、男子カヤック200メートル及び500メートルのシングル、ペア、フォアのそれぞれ6種目全てで優勝し、初の男子総合優勝の「文部科学大臣杯」を獲得する快挙となりました。

7月31日に開催された第1回オープンスクールには、150名程の参加があり、多くの中学生に授業や部活動を体験していただく機会となりました。

引き続き、保護者を含めて、島根中央高校の特色や魅力を知っていただけるよう取り組んでまいります。

々

続いて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

番外 野坂町長	<p>はじめに、「道路事業」について申し上げます。</p> <p>県道事業では、国道261号、川下地内の災害防除工事、因原地内の道路嵩上げ工事、主要地方道川本波多線の川本大橋橋梁修繕工事、一般県道日貫川本線因原地内の側溝整備工事が発注されております。</p> <p>町道事業では、細平大楨谷線法面工事を発注しております。</p>
々	<p>次に、「災害復旧事業」について申し上げます。</p> <p>令和5年7月豪雨災害関係につきましても、農地・農業用施設災害が2件となっており、10月には災害査定を受ける予定です。</p>
々	<p>次に、「デジタル化の推進」について申し上げます。</p> <p>現在、昨年度策定したデジタル化推進計画に基づき取り組んでいるところです。</p> <p>5月から開設したスマートフォンによる窓口相談は、毎月10件程度受け付けており、想定以上のニーズをいただいております。</p> <p>10月から運用開始を予定している町公式LINEアプリについては、導入事業者を選定し、機能メニューやデザイン構築等の最終確認を行っております。</p> <p>業務改善に向けては、7月にDX・デジタル化推進アドバイザーによる業務ヒアリングを実施し、ITサポート職員を中心にデジタル化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、国が示した「自治体情報システムの標準化・共通化」については、邑智郡総合事務組合と共同し、引き続き取り組んでまいります。</p>
々	<p>続いて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。</p> <p>はじめに、令和4年度の町税等の収納状況について申し上げます。</p> <p>個人町民税の収納率は99.4%で、対前年度比0.2ポイントの減、滞納繰越分を合わせた収納率は98.3%で、対前年度0.2ポイントの減、今年度への累計繰越額は172万円となりました。</p> <p>固定資産税については、98.6%で、対前年度0.3ポイントの増、滞納繰越分を合わせては93.7%で、対前年度1.1ポイントの増、今年度への累計繰越額は997万円となりました。</p> <p>軽自動車税については、98.5%で、対前年度0.2ポイント減、滞納繰越分を合わせては95.0%で、対前年度0.9ポイントの減、今年度への累計繰越額は66万円となりました。</p> <p>国民健康保険税については、98.5%で、対前年度0.7ポイントの減、滞納繰越分を合わせては88.8%で、対前年度0.6ポイントの減、今年度への累計繰越額は502万円となりました。</p> <p>後期高齢者医療保険料については、99.9%で、対前年度比0.6ポ</p>

番外 野坂町長	イントの増、滞納繰越分を合わせては99.4%で、対前年度0.3ポイントの増、今年度への累計繰越額26万円となりました。
々	<p>次に、「ふるさと納税」について申し上げます。</p> <p>8月末現在の寄附受入額は、前年同期と比べ23万円減の451万1千円（正：454万1千円）となっています。いただいた貴重なご寄附は、各種事業へと活用させていただきます。</p> <p>9月6日には、本町の返礼品提供事業者の皆様を対象に、最近の動向や制度に関する研修会を開催しており、更なる魅力的な返礼品の開発に取り組んでまいります。</p> <p>また、このたび、企業版ふるさと納税による寄附受入を開始するために必要な、本町の地域再生計画となる「川本町まち・ひと・しごと創生推進計画」について、内閣府から認定を受けたところです。</p> <p>現在、10月からの寄附受入開始に向けた整備・周知・広報の検討を進めているところです。</p>
々	<p>今定例会に提案しました案件は、条例案件2件、予算案件5件、決算案件5件、人事案件1件、その他案件5件であります。</p> <p>後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。</p>
議 長	以上で、町長行政報告を終わります。
々	<p>ここで暫時休憩します。</p> <p>(午前) 10時20分より再開いたします。 (午前10時07分)</p>
々	会議を再開します。 (午前10時20分)
々	<p>日程第5、「議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>それでは、「議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。</p> <p>改正の内容は、5ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由につきましては、国家公務員の特殊勤務手当に関する制度の改正に伴い、町においても同様の改正を行うものであります。</p> <p>次に、条例改正の概要につきましては、1. 防疫等作業手当の特例廃止としまして、感染法上の位置付けが5類になったことを受け、新型コロナ</p>

番外瀬上総務財政課長 ウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止するものです。
次に、2. 新型コロナウイルス感染症の変異株への対応としまして、今後、新型コロナウイルス感染症の変異株が、新型インフルエンザ等に該当し、再び同様の手当が必要となった際に適用できるように、改正を行うものです。附則として、この条例は公布の日から施行します。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番木村議員。

5番 木村議員 はい、2ページですね、第7条、伝染病防疫作業従事手当は、次に掲げる場合に支給するというのがあって、2項目の最後に、町長が別に定めるものに従事したとき、というふうに別に定めるというふうに項目ありますが、これはどのように理解すればいいのでしょうか。例えば、どんな作業に入るのかなということについてお尋ねします。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 この別に定めるとは、規則で定めることを指しております。また、どういった作業かということにつきましては、実際にそういったことに該当した場合に患者等に接して行うような、患者等が使用した物件の処理ですとか、そういった方を受入れた施設において行う作業ですとか、そういったことに関するものが対象となるということでございます。このことについては、前回の新型コロナの時の特例措置というものと作業の内容については変わっておりません。以上です。

議 長 他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第6、「議案第37号、川本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例の制定について」の件を議題とします。執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 「議案（番号）第37号、川本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。
4ページ（正：6ページ）の議案説明資料をご覧ください。
制定理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正

番外高砂健康福祉課長	<p>する省令及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に関する関係府省令の一部が改正されたことによるものです。</p> <p>改正内容は、送迎用バスに置き去りにされ、園児が死亡した事案を受けて、児童福祉施設に含まれない家庭的保育事業所等についても、児童に関する安全の確保に関する計画の策定を義務づけ、バス送迎に当たっての管理の徹底に係る規定を新設したものです。施行日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用とします。説明は、以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番木村議員。</p>
5番 木村議員	<p>はい、今の説明の中で2点ほど。川本町家庭的保育事業所等の設備というのは、どこの事業所に川本にあるのかどうなのかと。それから、小学校等のスクールバス、これも該当するのか。この2点をお願いいたします。</p>
議 長	<p>番外高砂健康福祉課長。</p>
番外高砂健康福祉課長	<p>失礼します。この小規模保育事業につきましては、安全管理を徹底するというもので、本町に該当するものはございません。この改正内容でも説明しましたように、家庭的、小規模のものについても安全管理を徹底するという出されたものでございます。以上です。</p> <p>(「スクールバス」議長の声)</p> <p>すいません、スクールバス等については、そういう管理、運行についての計画等はなされるものとなっておりますので、今回のケースについては該当しないものでございます。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第7、「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度川本町一般会計補正予算(第3号)」の件を議題とします。</p>
々	<p>執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>それでは、「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づ</p>

番外瀬上総務財政課長 き、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるところでございます。専決処分の事項は、令和5年度川本町一般会計補正予算（第3号）。専決処分年月日は、令和5年7月5日でございます。先礼しました。2ページ目をご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ942千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,790,670千円とするものです。

続いて、9ページをご覧ください。歳入、20款、諸収入は、委託事業者からの電子決済推進事業費返還金です。歳出、2款、総務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫返還金です。このたび、返還金が確定し、返還期日が8月7日であったことから、専決処分したものです。説明は以上です。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

々 続きまして、「議案第39号、令和5年度・・・
（「瀬上君、課長、課長一括じゃない。一遍帰ってくるか」議長の声）

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第8、「議案第39号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第4号）」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、「議案第39号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第4号）」について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ204,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,995,665千円とするものです。今回の補正の主なものとして、歳入で普通交付税の確定、前年度繰越金の補正、また、瀬尻・久料谷及び谷地区の治水対策事業が、国土交通省において適債性が認められたことによる地方債の補正により、当初予算の財源不足での基金の取崩しを取りやめるなどが大きなものとなります。補正の内容につきましては、20ページをご覧ください。

それでは、主なものについて説明いたします。

まず、歳入、1款、町税につきましては、今年度賦課額が決定したことによるものです。10款、地方交付税は、今年度の交付が決定したことによるもので、当初予算では一部留保していたしましたので、このたび48,802千円の増額となります。12款、分担金及び負担金は、農地災害復旧

番外瀬上総
務財政課長

事業及び農業用施設災害復旧事業に係る地元負担金です。14款、国庫支出金は、新型コロナワクチン接種の秋接種に係るワクチン費用と事務費分です。15款、県支出金は、農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業に係る県補助金です。16款、財産収入は、邑智郡森林組合出資配当金の配当率が増えたことによるものです。なお、歳出において、同じ額を同組合に出資金として補正しております。一つ飛びまして19款、繰越金は、前年度繰越金が確定したものです。20款、諸収入では、過年度邑智郡総合事務組合負担金返還金は、前年度事業確定による返還金です。防災行政無線移設に伴う支障木伐採にかかる支障移転費は、6月補正において計上した谷地区治水対策事業での防災行政無線移設工事について、支障木での伐採費が判明いたしましたので、このたび補正するものです。21款、町債では、緊急自然災害防止対策事業債の適債事業として、瀬尻・久料谷地区及び谷地区の治水対策事業が認められましたので、今年度分を計上しております。農地災害復旧事業債及び農業用施設災害復旧事業債は、災害復旧事業に係る町債です。臨時財政対策債の減額は、普通交付税確定に伴うものです。最後に、18款、繰入金ですが、財政調整基金繰入金の減額は、普通交付税の増額、前年度繰越金及び治水対策事業に係る地方債の財源措置を踏まえて、予算計上していた取崩しを全額取りやめるものです。公共施設等総合管理基金繰入金は、公共施設の修繕に係る費用に充当される金額を計上しております。

次のページ歳出でございます。1款、議会費は、人件費の減額です。2款、総務費の財政調整基金積立金は、このたび補正4号の歳入超過分を計上しております。公共施設等総合管理基金積立金は、地方財政法に基づき、前年度繰越分の2分の1を積み立てるものであります。学習交流センター改修工事は、^{ひさしぶ}玄関庇部屋根防水工事及び庇部と玄関扉の塗装工事です。邑智郡総合事務組合負担金は、情報システム課に係る負担金の増額です。悠邑ふるさと会館の修繕は、記載しております修繕が必要となったためです。次に、3款、民生費の過年度分国・県支出金返還金は、令和4年度事業確定に伴うものです。4款、衛生費の邑智郡総合事務組合負担金は、環境衛生課に係る負担金の増額です。新型コロナウイルスワクチン接種対象事業及び体制確保事業は、秋接種への対応分です。6款、農林水産業費、河津桜管理業務委託は、桜の生育が悪いことから専門の樹木医に点検等をお願いするものです。邑智郡森林組合出資金は、歳入の財産収入で説明した配当率が増えたことによるものです。8款、土木費の道路維持管理費は、5月、6月、7月の豪雨の対応で予定になかった落石撤去などを実施したことによるものです。谷地区治水対策事業は、6月補正対応した防災行政無線移設工事に伴う支障木の伐採です。町営住宅修繕は、移住定住用の物件の修繕、八幡原団地のブランコは、遊具点検により修繕をするものです。瀬尻・久料谷地区治水対策事業は、旧第2分団第4班の消防車庫の解体及

び支障木の伐採です。10款、教育費、スクールバスの修繕は排気ブレーキ等、各種部品の取替えです。11款、災害復旧費は、7月6日から11日に発生した豪雨災害にて被災した畑1箇所、水路1箇所を計上しております。

次のページをご覧ください。

上段、「第2表 地方債の補正」につきましては、先ほどの補正を踏まえて、本年度の地方債の限度額は641,800千円と見込んでおります。下段の「基金の状況」ですが、補正を踏まえ年度末の基金残高は2,309,870千円と見込んでおります。

次のページをご覧ください。

23ページ、24ページは、谷地区と瀬尻・久料谷地区の治水対策事業について、今年度の事業費を整理したものを付けております。

まず、23ページの谷地区ですが、1. 事業概要はご覧のとおりでございます。2. 今回の補正の概要につきましては、先ほど歳入及び歳出で説明したとおりでございます。このうち緊急自然災害防止対策事業債の条件でございますが、充当率が100%、これは対象事業費の全額を借り入れるということになります。交付税措置率が70%、これは毎年の償還額のうち70%が普通交付税で措置されることを指しております。償還期間30年、このうち据置き5年とは、据置期間5年間は利息のみを支払い、6年目以降30年目までの25年間で元金を償還することになります。過疎債であれば償還期間12年、このうち据置き3年、9年間で償還することになりますので、単年度の負担が低くなるこの緊急自然災害防止対策事業債は有利な起債であると思えます。3番、今年度事業費の推移といたしまして、当初予算から9月補正までの歳入及び歳出の補正予算について記載しており、今年度の事業費の合計は112,500千円。その財源として地方債が認めることとなりましたので、一般財源は3,750千円を見込んでおります。なお、地方債の額につきましては、当初ベースで国と協議をしておりますので、今後の国との二次協議で追加の申請を行う予定としております。4. 補正額につきましては、このたびの補正4号での予算計上を記載しております。

続きまして、次のページをお開きください。

瀬尻・久料谷地区をご覧ください。1の事業概要はご覧のとおりでございます。進捗率は93%でございます。2. 今回補正の概要につきましては、先ほど説明したとおりでございます。3. 今年度事業費の推移としまして、今年度の事業費合計は110,300千円（正：111,300千円）。その財源として地方債が認めることと見込めることとなりましたので、一般財源は10,300千円を見込んでおります。こちらも地方債の額につきましては、国との二次協議で、追加の申請を行う予定でございます。4. 補正額につきましては、このたびの補正4号での予算計上を記載して

<p>番外瀬上総務財政課長 議 長</p>	<p>おります。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
<p>々</p>	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
<p>々</p>	<p>次に、日程第9、「議案第40号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」及び、日程第10、「議案第41号、令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を一括議題とします。 執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。</p>
<p>番外高砂健康福祉課長</p>	<p>「議案(番号)第40号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明します。 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ490,452千円とします。 10ページの資料をご覧ください。 歳出ですが、1款、総務管理費で、邑智郡総合事務組合負担金とオンライン資格確認等及び中間サーバー等運営費運営負担金により、16千円の増。9款、基金積立金ですが、繰越額確定により243千円の増。11款、諸支出金、令和4年度事業確定により、保険給付費等交付金返還金が2,781千円の増となっています。一方、歳入は、1款、国民健康保険税が本算定により2,200千円の減。この減額と合わせて、13款、繰入金の基金繰入金が246千円の増(正:2,406千円の増)。一般会計繰入金が16千円の増。14款、前年度繰入金が485千円の増。15款、諸収入の保険給付費等交付金返還金が2,330千円(正:2,333千円)の増となっております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>々</p>	<p>引き続き、「議案(番号)第41号、川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてご説明します。 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,144千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ141,830千円とします。 8ページの資料をご覧ください。 歳出では、1款、総務費、邑智郡総合事務組合負担金が9千円の増。2款、後期高齢者医療広域連合納付金が1,135千円の増。歳入で、1款後期高齢者医療保険料が、本算定により、特別徴収・普通徴収合わせて1,070千円の増。4款、事務費繰入金が、邑智郡総合事務組合負担金で9</p>

番外高砂健康福祉課長 千円の増。5款、繰越金は前年度繰越金が65千円となっております。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった件について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第11、「議案第42号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第42号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,087千円を追加し、歳入歳出それぞれ209,010千円とするものでございます。

予算説明資料の最後のページをお開きください。

今回の補正は、委託料の増額、決算後における基金残高との整合性を図るものでございます。

まず、歳出におきましては、1款、水道費として4,728千円の増額。これは、水道料金システムのインボイス対応に伴う改修費。簡易水道事業変更認可申請業務。これは小谷水源地の取水変更に伴うものでございます。次に、3款、基金積立金として、前年度の繰越金が確定しましたので、2分の1以上の額359千円を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入におきましては、13款、繰入金として3,871千円の増額。これは決算後における基金残高と整合性を図るため、また7,000千円の起債借入れが出来なかったこと。これは、工事請負額の確定が起債の県協議後において確定したため、減債基金から4,300千円の取崩しを行っております。次に、14款、繰越金として716千円を。16款、町債として500千円の増。これは、固定資産台帳委託料増に伴うものでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番圓山議員。

3番 はい、支出の方なんですけども、水道料金のシステムの改修なんですけ

圓山議員	ども、インボイスシステムというふうにおっしゃっていたんですが、具体的にはどんな。中身に関してちょっと教えていただきたい。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	検針票にですね、消費税率の記載、これをするものでございます。
議 長	他ありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第12、「議案第43号、令和4年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第16、「議案第47号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までを一括議題とします。
々	執行部から、提案理由の説明を求めます。番外高良会計室長。
番外高良会計室長	「議案第43号」から、「議案第47号」までを一括ご説明申し上げます。 本議案は、令和4年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。
々	はじめに、「議案第43号、令和4年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。 3ページをご覧ください。 決算書の歳入ですが、表の一番下、中ほどをご覧ください。 調定額4,812,647,200円に対し、収入済額4,781,658,472円、不納欠損額1,338,007円、収入未済額29,650,721円です。 5ページをご覧ください。 決算書の歳出です。支出済額4,653,779,151円、翌年度繰越し額195,344,000円、不用額167,243,849円です。 6ページをご覧ください。 実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額127,879,321円。翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額46,824,000円。差引きをした実質収支額は81,055,321円です。
々	続きまして、「議案第44号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会

番外高良会
計室長

計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

決算書歳入です。調定額511,948,977円に対し、収入済額506,428,883円。不納欠損額533,300円。収入未済額4,986,794円です。

3ページをご覧ください。

決算書歳出です。支出済額505,943,731円。翌年度繰越額はございません。不用額7,859,269円です。

4ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額485,152円、繰越し明許費などの翌年度へ繰り越すべき財源はございません。差引きをした実質収支額は485,152円です。

々

続きまして、「議案第45号、令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

決算書歳入です。調定額149,944,198円に対し、収入済額149,765,275円、不納欠損額はございません。収入未済額178,923円です。

3ページをご覧ください。

決算書歳出です。支出済額149,700,965円、翌年度繰越額はございません。不用額1,555,035円です。

4ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額64,310円、繰越し明許費などの翌年度へ繰越すべき財源はございません。差引きをした実質収支額は64,310円です。

々

続きまして、「議案第46号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

決算書歳入です。調定額173,995,914円に対し、収入済額171,856,627円。不納欠損額はございません。収入未済額2,139,287円です。

3ページをご覧ください。

決算書歳出です。支出済額171,139,744円、翌年度繰越額はございません。不用額1,305,256円です。

4ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額716,883円、繰越し明許費などの翌年度へ繰越すべき財源はございません。差引きをした実質収

番外高良会
計室長

支額は716,883円です。

々

続きまして、「議案第47号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

決算書歳入です。調定額53,698,236円に対し、収入済額53,581,436円。不納欠損額はございません。収入未済額116,800円です。

3ページをご覧ください。

決算書歳出です。支出済額53,581,436円。翌年度繰越額はございません。不用額64,564円です。

4ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額0円、実質収支額0円となっております。

以上が、令和4年度川本町一般会計及び川本町特別会計歳入歳出の決算額でございます。なお、財産に関する事項は、「議案第43号」の49ページ以降に、公有財産、物品、債権、基金ごとに添付しております。また、普通会計決算状況、健全化判断比率、資金不足比率、第6次川本町総合計画施策評価、川本町監査委員による決算審査意見書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

各会計について、詳細は後ほど設置予定の決算特別委員会において説明させていただきます。概要につきまして、説明は以上でございます。ご審議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

決算審査意見書の報告については、後ほど設置予定の決算特別委員会において、監査委員からご報告をいただくことしております。

々

ただいま説明のあった件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第17、「議案第48号、辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま

「議案第48号、辺地に係る総合整備計画の策定について」ですが、これ

ちづくり推
進課長

につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本計画は辺地債を活用する際に必要な計画となっており、今回は前計画の期間が令和4年度末までとなっていた2地域の計画を引き続き策定するものです。

資料2ページをご覧ください。

笹畑・湯谷・三俣辺地となります。計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。辺地債を予定している事業は、資料下段にあります。穀物乾燥調整施設整備事業で、事業費は1,870千円で、令和5年度当初予算に計上されているものです。事業内容は、穀物乾燥調整施設のうち、小袋計量器サンプルシール機となります。

資料3ページをご覧ください。

田原・絵堂辺地となります。計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。辺地債を予定している事業は、資料下段にございます。町道田原絵堂(線)改良工事で、事業費は126,100千円で、令和5年度当初予算に計上されているものです。事業内容は、町道田原絵堂線の現道拡幅工事で、延長は820メートルです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第18、「議案第49号、教育委員会委員の任命について」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外
野坂町長

それでは、「議案第49号」についてご説明申し上げます。
教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、島根県邑智郡川本町大字川本900番地。氏名、^{きむらようこ}木村洋子氏。
生年月日、昭和29年5月19日生まれの方です。よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
 「議案第49号」に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第49号」は、「同意」することに決定しました。
- 々 次に、日程第19、「諮問第1号」から、「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」を一括議題とします。
- 々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。
- 番外
野坂町長 それでは、「諮問第1号」についてご説明申し上げます。
 「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。
 記、住所、川本町大字南佐木343番地。氏名、市原和正氏。昭和23年6月24日生まれの方です。
- 々 続いて、「諮問第2号」についてご説明申し上げます。
 「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について」。同じく、住所、川本町大字川本1895番地。氏名、上田香苗氏。昭和26年5月27日生まれの方です。
- 々 続いて、「諮問第3号」につきましてご説明申し上げます。
 「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」。同じく、住所、川本町大字川下4420番地3。氏名、長田 広氏。昭和34年4月4日生まれの方です。以上、よろしくお願ひします。
- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議 長 　　ただいま説明のあった件について質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
　　質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 　　「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「ありません」の声あり）
　　討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「諮問第1号」につきまして、適任者とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 　　挙手「全員」であります。
- 々 　　よって、「諮問第1号」は、適任者とすることに決定しました。
- 々 　　「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について」、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「ありません」の声あり）
　　討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「諮問第2号」につきまして、適任者とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 　　挙手「全員」であります。
- 々 　　よって、「諮問第2号」は、適任者とすることに決定しました。
- 々 　　「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「ありません」の声あり）
　　討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「諮問第3号」につきまして、適任者とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「諮問第3号」は、適任者とすることに決定しました。

々 次に、日程第22、「報告第4号、専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）」の件を議題とします。

々 執行部から報告事項の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「報告第4号、専決処分事項の報告について」ご説明いたします。
地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。
次のページをご覧ください。
専決処分の事項は、損害賠償の額の決定及び和解について。専決処分年月日は、令和5年8月17日でございます。和解及び損害賠償の相手方は、島根県邑智郡川本町大字因原617番地。古埴洋輔ことおようすけ氏でございます。事故の概要は、令和5年6月20日午前8時30分頃、因原地内の町道因原井原線を走行中、道路法面からの落石が右側後輪タイヤに直撃し破損したものでございます。なお、事故によるお怪我はありません。損害賠償額は23,500円。この損害賠償額は、町が加入している保険で対応しています。和解の要旨として、川本町は事故で破損した相手方に対し、過失割合を10割とし、損害賠償金の支払い義務があることを認め、本件に関し債権債務のないことを相互に確認するものであります。なお、事故現場には、落石防護柵を設置しております。報告は、以上でございます。

議 長 以上で、報告事項の説明を終わります。

々 「報告第4号」について質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第23、「決算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題とします。

々 お諮りします。
「議案第43号」から「議案第47号」に関しましては、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますが、お手元の「決算特別委員会設置要綱（案）」により、定数9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに、令和4年度一般会計及び特別会計の決算に関する審査並びに調査

議長 　　を付託の上、調査が終了するまで議会閉会中も継続して調査することができることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

々 　　　よって、本件につきましては「決算特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

々 　　　ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

々 　　　よって、そのように決定しました。

々 　　　次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきまして、あらかじめ審議していただいておりますので、その結果を報告します。

委員長に1番香取議員、副委員長に5番木村議員。

々 　　　以上のとおり、正副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

々 　　　よって、正副委員長は、そのように選任されました。

々 　　　次に、日程第24、「陳情第2号」の件を議題とします。

本日までに受理しました陳情は、お手元の「陳情文書表」のとおりです。会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託しましたので報告します。

々 　　　以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。

々 　　　これもちまして、本会議を閉じます。

（午前11時19分）

この会議録は、川本町議会事務局長 中 嶋 則 行 が記載したもので、その内

容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員